



# 宮 崎 県 公 報

平成22年2月22日 (月曜日) 第 2160 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁	公 告	頁
○宮崎県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する 指導要綱の一部を改正する告示…………… (環境対策推進課) 1		○都市計画の変更の案の縦覧 (2件) …………… (都市計画課) 3	

## 告 示

宮崎県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成22年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県告示第83号

#### 宮崎県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示

宮崎県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱 (平成4年宮崎県告示第1083号の2) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(8) 収集運搬業者 法第14条第1項又は第14条の2第1項の規定による宮崎県知事 (以下「知事」という。) の許可を受けて、宮崎県内において産業廃棄物の収集又は運搬を業として行っている者をいう。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(関係地方公共団体の長の意見聴取等)</p> <p>第8条 知事は、前条第1項の規定による審査を行う場合において必要があると認めるときは、県外産業廃棄物の排出事業場の所在地を管轄する都道府県知事 (保健所を設置する市にあっては、市長) 又は県外排出事業者が県外産業廃棄物を搬入しようとする宮崎県内の処理施設の所在地を管轄する市町村長その他関係市町村長に対し、県外産業廃棄物の搬入について意見を聴くことができる。この場合において、知事は、意見を聴いた者に対し、その審査の結果を通知するものとする。</p> <p>(事前協議内容の変更)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 承認事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から起算して10日以内に、県外産業廃棄物搬入事前協議事項変更届 (別記様式第3号) により知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 承認事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者 (法第12条第3項に規定する中間処理業者を含む。) をいう。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(8) 収集運搬業者 法第14条第1項又は第14条の4第1項の規定による宮崎県知事 (以下「知事」という。) の許可を受けて、宮崎県内において産業廃棄物の収集又は運搬を業として行っている者をいう。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(関係地方公共団体の長の意見聴取等)</p> <p>第8条 知事は、前条第1項の規定による審査を行う場合において必要があると認めるときは、県外産業廃棄物の排出事業場の所在地を管轄する都道府県知事 (法第24条の2第1項に規定する市にあっては、市長) 又は県外排出事業者が県外産業廃棄物を搬入しようとする宮崎県内の処理施設の所在地を管轄する市町村長その他関係市町村長に対し、県外産業廃棄物の搬入について意見を聴くことができる。この場合において、知事は、意見を聴いた者に対し、その審査の結果を通知するものとする。</p> <p>(事前協議内容の変更)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 承認事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から起算して10日以内に、県外産業廃棄物搬入事前協議事項変更届 (別記様式第3号) により知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 承認事業者の氏名又は住所 (法人にあっては名称又は所在</p>

(2) [略]  
(承認事業者の適正処理等)

第10条 [略]  
2・3 [略]

4 承認事業者は、次の表の書類の欄に掲げる書類を、それぞれ同表の期間の欄に定める期間が経過するまで保管しなければならない。

書 類	期 間
承認通知書	有効期間終了後5年間
[略]	

(処理業者の適正処理等)

第11条 [略]

2 処理業者は、承認通知書の写しを有効期間終了後5年間保管しなければならない。

別表 (第6条関係)

[略]

4 次に掲げる産業廃棄物について事前協議書を提出しようとする日前6月以内に実施した当該産業廃棄物の有害物質の溶出試験に係る計量証明書の写し (埋立処分をする場合に限り。)

(1)~(6) [略]

5 次に掲げる産業廃棄物について事前協議書を提出しようとする日前6月以内に実施した当該産業廃棄物のダイオキシン類濃度計量証明書の写し

(1)・(2) [略]

[略]

別記

様式第1号 (第6条関係)

[略]

地)

(2) [略]  
(承認事業者の適正処理等)

第10条 [略]  
2・3 [略]

4 承認事業者は、次の表の書類の欄に掲げる書類を、それぞれ同表の期間の欄に定める期間が経過するまで保存しなければならない。

書 類	期 間
承認通知書	承認された搬入期間終了後5年間
[略]	

(処理業者の適正処理等)

第11条 [略]

2 処理業者は、承認通知書の写しを承認された搬入期間終了後5年間保存しなければならない。

別表 (第6条関係)

[略]

4 次に掲げる産業廃棄物について事前協議書を提出しようとする日前1年以内に実施した当該産業廃棄物の有害物質の溶出試験に係る分析証明書の写し (埋立処分その他知事が必要があると認める処分をする場合に限り。)

(1)~(6) [略]

(7) その他知事が必要があると認める産業廃棄物

5 次に掲げる産業廃棄物について事前協議書を提出しようとする日前1年以内に実施した当該産業廃棄物のダイオキシン類濃度分析証明書の写し (埋立処分その他知事が必要があると認める処分をする場合に限り。)

(1)・(2) [略]

[略]

別記

様式第1号 (第6条関係)

[略]

(継続の場合 前年度承認 年 月 日付け - - )

備考

- 1 「自己処理・委託処理の別」の欄は該当するものを○で囲むこと。
- 2 「許可年月日及び許可番号」の欄は宮崎県知事が行った許可について記入すること。
- 3 運搬区間を区切って複数の収集運搬業者により運搬する場合又は同一区間を複数の収集運搬業者により運搬する場合は、「収集運搬」の「処理業者」の「氏名又は名称」の欄に全ての収集運搬業者名を記入すること。なお、当欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」と記入し、運搬区間及び収集運搬業者の氏名又は名称、許可年月日及び許可番号を記載した書類を別葉で作成すること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱 (以下「旧要綱」という。)の規定によりなされている協議は、この告示による改正後の宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示の施行の際現に存する旧要綱別記様式第1号の用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成22年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
西都都市計画道路3・5・3号 御舟通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
西都市大字妻字上妻、字高岸の各一部
  - (2) 削除する部分  
西都市大字妻字上妻の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び西都市建設課
  - (2) 期間  
平成22年2月22日から平成22年3月8日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成22年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
西都都市計画道路3・4・4号 平田童子丸線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
西都市大字右松字勿田の一部
  - (2) 削除する部分  
西都市大字右松字勿田の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び西都市建設課
  - (2) 期間  
平成22年2月22日から平成22年3月8日まで

--	--